

内閣府からの協力依頼を受けて、教育委員会・学校等に対し、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた避難所運営について、地方公共団体の防災担当部局等から協力要請があった場合には、これに応じて連携していただくよう依頼するもの。

事務連絡
令和2年6月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課

各都道府県・指定都市教育委員会施設主管課

各都道府県私立学校主管課

各国公私立大学法人学校安全担当課

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

各国公私立高等専門学校担当課

御中

各都道府県教育委員会専修学校主管課

専修学校を置く各国立大学法人担当課

厚生労働省医政局医療経営支援課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について（周知）

平素より、当省の安全教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この度、内閣府から文部科学省に対し「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の周知について、別紙のとおり協力依頼がありました。

避難所の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局等（以下「防災担当部局等」という。）が責任を負うものです。しかしながら、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、発災直後に市町村の防災担当部局等が避難所運営の十分な体制を整えることが困難であること等もあり得ます。そのため、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も

踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されますが、教職員が避難所運営に協力し、円滑に防災担当部局等又は住民の自主運営へと移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことができます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、内閣府から各地方公共団体の防災担当部局等に対し、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意点等が示されております（別紙）。今後これに基づいて各地方公共団体において防災担当部局等を中心に対応が進められると考えられます。

教育委員会及び学校は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校が避難所となった場合における、あらかじめ備えるべき施設設備の整備、感染症に対応するためのマスク、消毒液等の衛生用品やパーテイション等の備蓄スペースの確保、教室の活用を含めた学校施設の利用方法等の調整について、防災担当部局等と連携して対応いただきますようお願いいたします。

夏期においては、避難所における熱中症防止も必要と考えられ、必要な物資等（扇風機・移動式エアコン等）の整備についての検討が必要になる可能性があることから、教育委員会及び学校は、学校の空調設備の整備状況について、必要に応じて情報提供するなど、防災担当部局等に協力いただけますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれでは、所轄の学校法人及び学校に対し、各公私立大学担当課におかれでは、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれでは、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いします。

【問合せ先】

男女共同参画共生社会学習・安全課 安全教育推進室 防災教育係
電話：03-5253-4111（内線2670） 03-6734-2670（直通）

<避難所となる学校施設の整備について>

大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付防災支援係
電話：03-5253-4111（内線2239） 03-6734-3184（直通）

事務連絡
令和2年6月18日

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」の協力依頼について

平素より、防災に関する施策の推進に御協力いただき、御礼申し上げます。

内閣府においては、新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえ、災害が発生し避難所を開設する場合には、感染症対策に万全を期すことが重要となっていることから、都道府県防災担当主管部局長・衛生主管部局長等宛に「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）及び「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日付け府政防第1262号他）等を発出し、災害発生時における避難所運営に係る留意事項等について通知したところです。

多くの学校施設については、教育活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たします（全国の指定避難所のうち約4割が学校です。）。貴省におかれでは、当該通知等の内容について、学校が避難所となる際の新型コロナウイルス感染症対策を防災担当部局等が講じるにあたって、教室を避難所として使用することを含め、各教育委員会等と学校に御協力を依頼していただけるようお願い致します。

<連絡先>
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
赤司、長谷川、秋吉
TEL 03-3501-5191（直通）

避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について

－避難所となる学校に関するもの－

○避難所に係る各種ガイドライン等の中で感染症対策を周知

手洗い・うがいの励行、マスクの着用、医師・看護師等の巡回・派遣体制の確保など、避難所において必要な感染症対策を講じるよう自治体に対して周知。

○避難所における新型コロナウイルス感染症対策の留意事項等について周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和2年4月1日付け 内閣府、消防庁、厚生労働省連名通知)

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

- 通常時の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設
- ホテルや旅館の活用等の検討
- 避難者に対する手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底
- 避難所内の換気や十分なスペースの確保

○4月7日緊急事態宣言を踏まえ、4月1日付け通知の内容を補充する留意事項について周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について
(令和2年4月7日付け 内閣府、消防庁、厚生労働省連名事務連絡)

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

- 親戚や友人の家等への避難の検討
- 自宅療養者等の避難の検討
- 避難者の健康状態の確認
- 発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペースの確保
- 発症者への対応

○昨年の災害の検証を踏まえ、出水期に向け取り組みを進める「避難の理解力向上キャンペーン」の通知において、適切な避難行動に関して周知

(令和2年4月21日付け 内閣府、消防庁連名通知)

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf

現在新型コロナウイルスの感染拡大への対応が急務であり、避難所での感染拡大を防ぐ観点から、「『避難』とは『難』を『避』ることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がない」ことや「安全な親戚・知人宅も避難先となり得る」こと等について、一層住民の理解を促すことについて周知

○新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則であることや避難において知っておくべき5つのポイント等を示したチラシを、地方自治体を通じて周知 (令和2年5月15日 内閣府、消防庁)

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

○避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料として、健康な者や発熱・咳等の症状が出た者等の動線や滞在スペースのレイアウトの例等を周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について
(令和2年5月21日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知)

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

○避難所における備蓄のうち新型コロナウイルス感染症関係で必要となる物資等に要する費用に対する国の支援について周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について

(令和2年5月27日付け 内閣府、消防庁連名通知)

通知 URL : <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>

○新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施を推進するガイドラインを自治体に対して周知

- ・新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて（令和2年6月8日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

○「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」（令和2年5月21日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知）のレイアウト例等について、更に検討を進め、内容を更新した上で改めて周知

- ・「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について（令和2年6月10日付け 内閣府、消防庁、厚労省連名通知）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf

○自宅療養者等の避難の検討や、避難者の健康状態の確認、避難所の衛生環境の確保等に関する（留意事項に係る）取扱いについて、Q & A（第1版）を作成し、自治体に対して周知

- ・避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第1版）について（令和2年6月10日付け 内閣府、消防庁、厚労省、観光庁連名通知）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA.pdf

○十分なスペースの確保、避難所全体のレイアウト・動線等、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイントについて解説したオンライン動画を作成し、避難所運営に際して参考としていただくよう、自治体に対して周知

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第一版）について（令和2年6月15日付け 内閣府、消防庁連名）

通知 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_hinanjo_point_movie1.pdf

動画 URL: <http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

○これまでに発出した通知・事務連絡で示した留意事項等を一つの資料にとりまとめたポイント集を作成し、自治体に対して周知

- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】

掲載 URL : http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント【第1版】

〈本資料の構成〉

- 第Ⅰ編は、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関し、詳細を示すため、Q & Aを整理したものである。
- 第Ⅱ編は、これまでに発出した通知・事務連絡(P 3～6 参照)で示した留意事項等を個別分野ごとに分類して整理したものである。（「ホテル・旅館等の活用」、「自宅療養者等の避難の検討」、「濃厚接触者のための専用スペースの確保」、「自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点」等については、Q & Aの内容も記載。）
- 本資料については、今後、新たな通知等の発出を踏まえ、更新されるものである。

《目次》

第Ⅰ編 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第1版）	7
1. 平時における対応	7
2. 発災後における対応	12
3. その他	17
第Ⅱ編 個別分野ごとの留意事項等	36
I. 避難所関係	36
1. 避難所における過密状態の防止等	36
(1) 可能な限り多くの避難所の開設	36
(2) ホテル・旅館等の活用	36
(3) 国の研修所、宿泊施設等の貸出	39
(4) 親戚や知人の家等への避難	39
(5) 自宅療養者等の避難の検討	39
(6) 避難所開設・運営訓練の実施	41
2. 避難所内の対策	41
(1) 避難者の健康状態の確認	41
(2) 基本的な感染対策の徹底	41
(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等	41
【避難所レイアウト（例）<避難受付時>】	42
【健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）】	43
【避難所レイアウト（例）<避難受付以降>】	44
【健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）】	45

(4) 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保	46
(5) 濃厚接触者のための専用スペースの確保	46
【発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）】	47
(6) 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点	48
(7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応	48
 3. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援	48
(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用	48
(2) 災害救助法の適用	49
 4. 必要な物資の備蓄	49
 II. 災害対策本部関係	50
【新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における現地対策本部の配置計画図】	51
 III. 被害認定調査、罹災証明書関係	52
 IV. ボランティア関係	54
 (参考資料編)	55
【別紙1】災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	
【別紙2】災害時における施設等の利用に関する協定	
【別紙3】新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について（チラシ）	
【別紙4】新型コロナウイルス流行に伴う発災時における被害認定業務の留意事項について	
 (参考動画)	

新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」（第一版）（6月15日公表）

URL : <http://www.bousai.go.jp/coronam.html>

避難所等における新型コロナウイルス感染症関連の通知等

本資料における略称	通知等の名称
災害対策本部関係	
4.27通知	「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」 (令和2年4月27日付け消防災第79号、消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知)
6.2通知	「大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について」 (令和2年6月2日付け府政防第1230号・消防災第100号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害緊急事態対処担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)
避難所運営全般	
4.1通知	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」 (令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)
4.7事務連絡	「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」 (令和2年4月7日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡)
5.21通知①	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」 (令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部(局)長・衛生主管部(局)長宛て通知)
5.27通知①	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」 (令和2年5月27日付け府政防第942号・消防災第88号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)
5.27通知②	「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」 (令和2年5月27日付け府政防第951号・消防災第96号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て通知)

本資料における略称	通知等の名称
6. 10通知	「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」 （令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て通知）
Q & A	「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（第1版）について」（令和2年6月10日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長、観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）
ホテル・旅館の活用	
4. 28事務連絡	「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」 （令和2年4月28日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡）
5. 27通知③	「「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について」 （令和2年5月27日付け府政防第1217号・消防災第97号・健感発0527第2号・観観産第75号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）
研修所・宿泊施設等の活用関係	
5. 21通知②	「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」 （令和2年5月21日付け府政防第930号・消防災第86号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知）
物資の備蓄関係	
5. 27通知④	「避難所における新型コロナウイルス感染症対応物資等の備蓄状況調査について」 （令和2年5月27日付け府政防第936号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業継続担当）発、各都道府県防災担当部局長宛て通知）

本資料における略称	通知等の名称
5.27通知⑤	「物資調達・輸送調整等支援システム」への情報入力の促進及び今後の消防防災・震災対策現況調査の取扱いについて (令和2年5月27日付け府政防第949号・消防災第95号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当部局長宛て通知)
罹災証明書交付関係	
5.27通知⑥	「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」 (令和2年5月27日付け府政防第950号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)発、各都道府県担当部局長宛て通知)
応援職員派遣関係	
5.22通知	「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」 (令和2年5月22日付け総行派第20号、総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長発、各都道府県総務部長・各指定都市総務局長宛て通知)
災害ボランティア関係	
6.1通知	「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について」 (令和2年6月1日付け府政防第1231号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)発、各都道府県防災担当主管部(局)長・災害ボランティア担当主管部(局)長宛て通知)
6.8事務連絡	「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について(情報提供)」 (令和2年6月8日付け、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)発、各都道府県防災担当主管部(局)長・災害ボランティア担当主管部(局)長宛て事務連絡)
避難の理解力向上キャンペーン関係	
4.21通知	「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について」 (令和2年4月21日付け府政防第819号・消防災第72号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部長宛て通知)
5.28通知	「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」 (令和2年5月28日付け府政防第1221号・消防災第98号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主管部局長防災担当部(局)長宛て通知)

本資料における略称	通知等の名称
訓練関係	
6. 8 ガイドライン	<p>「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」 (令和2年6月8日付け府政防第1239号・消防災第108号、健感発0608第1号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て通知))</p>
都道府県から市町村に対する情報提供関係	
4. 2 事務連絡	<p>「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」 (令和2年4月2日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・総務省地域力創造グループ地域情報政策室発、各都道府県新型コロナウイルス感染症対策担当部局、個人情報保護・情報政策担当部局宛て事務連絡)</p>

第Ⅰ編 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A（第1版）

1. 平時における対応

○自宅療養者等の避難の検討

Q 1 自宅療養者の避難先はどのように検討する必要がありますか。

A 1

自宅療養者の被災に備えて、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。家族と離れて避難する可能性があることも伝えます。

新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則ですが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機していただくことが考えられます。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）の避難所レイアウト（例）等を参考に、適切な対応を検討します。

自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、都道府県の災害対策本部及び保健所等の調整・指揮の下、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討します。

また、発災時の自宅療養者の安否確認方法を事前に検討し、自宅療養者本人に伝えておくことが望ましいです。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとるといった工夫が考えられます。

また、災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、関係部局が連携して情報を収集する体制を検討しておくことも重要です。

なお、避難とは「難」を「避」ることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はないことに留意します。また、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、上記自宅療養者の対応は不要であることに留意します。

Q 2 自宅療養者や濃厚接触者の情報は、市町村へ共有できますか。共有したらどのように使用する考えられますか。

A 2

自宅療養者や濃厚接触者への対応に当たっては、関係部局が、都道府県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域

力創造グループ地域情報政策室)の内容に留意の上、情報共有が可能であるため、適切に共有してください。

自宅療養者や濃厚接触者の情報があれば、例えば、ハザードマップ等と照合することにより、該当者が危険エリアに居住しているか否か、仮にそうであれば、自宅療養者の場合は万一の場合の移送手段を確保できているか否か、濃厚接触者であれば最寄りの避難所で専用の避難スペースを確保できているか否か、などの事前の検討・準備が可能となります。あらかじめ災害時の対応、避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

Q 3 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点は何ですか。

A 3

自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、都道府県の災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整することが必要です。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、一般の避難者とは別の建物とすることが望ましいです。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレが必要です。風呂・シャワーを使用する場合は、専用とすることが望ましいですが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をすることが必要です。

避難所における自宅療養者への対応については、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局、保健所等が十分に連携した上で、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討してください。人権に配慮した啓発ポスターを掲示することが考えられます。

Q 4 災害時に自宅療養者や濃厚接触者が自家用車で移動する場合の留意点は何ですか。

A 4

自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討します。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車していただくことが考えられます。窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用します。乗車後は、消毒を行います。

Q 5 濃厚接触者が避難する必要がある場合は、どのような準備をする必要がありますか。

A 5

濃厚接触者は、可能な限り個室管理とします。難しい場合は、専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保してください。

一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討してください。

避難所における濃厚接触者への対応については、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局、保健所が十分に連携した上で、適切な対応を事前に検討してください。

○避難者の健康管理に関するこの準備

Q 6 避難所における衛生環境対策としてどのようなものを備蓄する必要がありますか。

A 6

別紙1に、備蓄することが必要と考えられるもののリストを紹介しています。衛生環境対策としての備蓄を進めてください。市町村が備蓄物資を調達するに当たっては、必要に応じて都道府県が市町村を支援してください。

Q 7 避難者が避難所に到着した際、どのように健康状態を把握し、滞在スペースの振り分けを行えば良いですか。

A 7

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局が十分に調整して、避難者の健康状態を確認するための健康チェックリストを作成し、避難所内のどの部屋・スペースに振り分けるかの判断基準を決めておくことが重要です。チェックリスト例（別紙2）、滞在スペースと区画の振り分け例（別紙3）をご参考として下さい。

避難者にあらかじめ体温計、マスク、消毒液、上履き（スリッパ、靴下など）、ごみ袋を準備して持参することを促します。しかし、緊急避難が迫っている場合は、これらの準備がなくてもすぐに避難行動が取れるように周知します。

避難所においても体温計を準備します。体温計（非接触型）を準備することも考えられます。また、レンタル等により、サーモグラフィーを設置することも考えられます。

避難所の入口に、発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用の受付窓口（テント）を設け、対応することも考えられます。

受付窓口担当者は、マスク、使い捨て手袋を着用します。眼の防護具（フェイスシールド又はゴーグル。目を覆うことができる物で代替可（シュノーケリングマスク等）。以下同じ。）は、スタッフの個々が担当する内容に応じて使用できるよう準備しておきます（例：受付で連続して同じ人が複数の避難者に応対する際は着用する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する際は着用不要。）。受付は、ビニールシールドを設置することも考えられます。速乾性消毒剤を受付に置いておくと、検温担当者の検温ごとの手指の消毒や、複数の人が使う場合の体温計の消毒を利用できます。非接触型の体温計であれば、その都度の消毒は不要です。受付窓口担当者へは、人権を尊重した対応について、教育・啓発が必要です。（感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること。）

また、自宅療養者が一時的に避難所に避難した場合には、健康チェックシートだけでなく、PCR陽性となった月日（又は自宅療養開始月日）などを確認します。

テープによる区画や、パーティション、テント毎に番号を付した配置図をあらかじめ作成しておき、どの避難者がどの部屋、どの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理します。受付付近に必要な誘導の張り紙類についても、あらかじめ準備をしておくことも考えられます。

レイアウト例（別紙4）をご参考として下さい。

避難者名簿には、新型コロナウイルス感染症の患者が生じた場合、その濃厚接触者を後追いでkirのように、滞在する部屋の名称や区画番号等の記録を追加します。（感染防止のため世帯ごとに1枚の名簿を作成）

なお、避難所の受付窓口では、被災者に関するアセスメント調査表※を配布し、避難所にいる避難者だけでなく、生活物資等を受け取りに避難所に来られる在宅避難者等の被災状況の確認に活用するとともに、被災者台帳につなげることもご検討ください。

※医療・保健・福祉・防災関係者が分野横断的に被災者の被災状況をただちに把握し、共有することを目的に作成するもの。以下のURLの別添1を参照。

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/000627849.pdf>

Q 8 避難所で対応する職員等は、感染防止対策として具体的にどのような対策を取れば良いでしょうか。

A 8

避難所運営にあたり、場面ごとに想定できる装備内容（別紙5）をご参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行って下さい。

Q 9 避難所の開設後、避難者の健康状態について、どのように確認すれば良いでしょうか。

A 9

発熱、咳、発疹・炎症、開放創、嘔吐、下痢などの体調の変化が見られた際には、避難所の保健班などに連絡するように周知します。避難者が自己アセスメントができるよう、紙媒体の記録用紙を準備し、それにより運営者が状況把握を行います。アセスメントシート例（別紙6）をご参考として下さい。特に、「新型コロナウイルス感染症軽症者が注意すべき症状」12項目に該当するような健康状態の急変については、すばやく察知できるよう留意して下さい。

また、病院等への搬送を行う必要が生じた場合の連絡手段、一時隔離方法、移送手段などについて、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、消防等が連携して決めておく必要があります。

健康状態は、紙媒体でなく、スマートフォンのアプリで管理することも考えられます。（対象者は携帯電話を持参している人であり、充電できる環境であることが条件となります。）

※（例）健康日記 <https://www.hitech-lab.co.jp/covid19/>

Q 1 0 災害時に医療機関との連携体制をどのように構築すれば良いでしょうか。

A 1 0

都道府県の防災担当主管部局と保健福祉部局が連携し、発災時に市町村が避難所における新型コロナウィルス感染症対策を適切に行えるよう、医療機関等による支援体制を構築してください。

○専用の避難所の検討

(特定の避難者の専用の避難所の検討)

Q 1 1 特定の避難者の専用の避難所とは、どのような避難者のための避難所として設定するのですか。

A 1 1

感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、①高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等及びその家族、②発熱・咳等の症状のある人、③濃厚接触者について、それぞれの人の専用の避難所を事前に設定することが考えられます。設定する場合は、人権に配慮して「感染者を排除するのではなく感染対策上の対応であること」を含め、予め住民に十分に周知しておくことが重要です。

(ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備)

Q 1 2 ホテル・旅館等には、どのような避難者の受入れを検討するのが良いでしょうか。

A 1 2

高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等を優先的に避難するように検討することが考えられます。優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成し、災害時には、避難所として開設したホテル・旅館等に、上記優先順位を踏まえつつ、受入れを図ってください。

また、避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な人等を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等に移送することが望ましいです。

○避難所のスペースの利用方法等の検討

(一般の避難所内の動線、ゾーニング)

Q 1 3 避難所における健康な避難者の感染リスクを下げるため、避難所内の動線の分け方やゾーニングを適切に行い、避難者にとって十分なスペースを確保するためには、どのようにすれば良いですか。

A 1 3

避難所内の動線の分け方やゾーニング、十分なスペースの確保の検討に当たっては、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）を参考として下さい。レイアウトは、専門家の確認を受けることが重要です。事前の確認が困難な場合でも、運用後に専門家の確認を受けるようにしてください。避難者や避難所運営者のため、専用スペースや動線の分かる案内板を用意します。

2. 発災後における対応

○避難所の衛生環境の確保

(健康な避難者への対応)

Q 1 4 健康な避難者の滞在スペースにおける清掃や消毒は、どのように行えば良いでしょうか。

A 1 4

健康な避難者が利用する場所のうち、①特に多くの避難者等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日にこまめに、②トイレは目に見える汚物があればその都度、また汚れが特に見えなくても1日3回（午前・午後・夕）以上の複数回、消毒液を使用して清拭します。トイレの床は、新型コロナウイルスが検出されやすいため、注意が必要です。トイレについて、ドアノブ、水洗トイレのレバー等は、こまめに消毒します。排泄物で汚染された部位の表面には、次亜塩素酸ナトリウムを使用します。また、洋式トイレで蓋がある場合は、トイレの蓋を閉めて流すよう表示します。換気も十分に行います。手洗い場には石けん・消毒剤を設置し、トイレ使用後の手洗い・消毒を徹底します。

掃除、消毒の際には、マスク、眼の防護具、掃除用手袋（手首を覆えるもの。使い捨てビニール手袋も可。以下同じ。）を適切に選択して着用します。

避難所では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を、できれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように避難者等に周知徹底します。

(参考) 新型コロナウイルス対策 ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう
(経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構) (別紙7)

厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf> (別紙8)

新型コロナウイルスから皆さんの安全を守るために 防衛省統合幕僚監部

https://www.mod.go.jp/js/Activity/Gallery/images/Disaster_relief/2020covid_19/2020covid_19_guidance1.pdf

(発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への対応)

Q 1 5 発熱、咳等の症状のある人の専用ゾーン、濃厚接触者の専用ゾーンでは、どんなことに注意して対応すれば良いでしょうか。

A 1 5

都道府県及び市町村の防災担当部局や保健福祉部局、保健所、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討します。

都道府県及び市町村の保健福祉部局は、保健師・看護師・医師を巡回・派遣し、健康状態を確認します。特に濃厚接触者については保健師の巡回・派遣が適切に行われるよう留意します。症状が変化した場合などに備え、保健福祉部局や保健所等が避難所運営者から連絡・相談を受ける体制を確保します。

- お世話をする人

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などは、ご自身の体調に留意することが大事ですので、こうした方のお世話をするのは避けてください。

- 発熱・咳等の症状のある人や濃厚接触者と応対する際には、使い捨て手袋、マスク、眼の防護具を適切に選択し、着用します。

- マスクをつけます。

使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。

マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外します。マスクを外した後は必ず石鹼で手を洗ってください（アルコール手指消毒剤でも可）。マスクが汚れたときは、新しい清潔な乾燥マスクと交換してください。マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆います。

- こまめに石鹼で手を洗います。アルコール消毒をします。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにします。

- 換気を十分にします（Q 2 4 参照）。

- 複数の人が手で触れる共用部分（トイレを含む）を消毒します。

掃除用手袋、眼の防護具、マスクを着用し、通常の清掃に加え、Q 1 4 の方法で消毒を行います。頻度は、例えば2時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。

また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、またはアルコール(70%)による清拭を行います。

(新型コロナウイルス感染症を発症した人への対応)

Q 1 6 災害時に、新型コロナウイルス感染症を発症した場合、どのように対応すれば良いですか。

A 1 6

避難所から病院への移送を含め、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行ってください。

Q 1 7 新型コロナウイルス感染症を発症した軽症者等の建物等について、どんなことに注意して対応すれば良いでしょうか。

A 1 7

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討してください。

- ・ できる限り速やかに宿泊療養施設や病院に移送します。
- ・ 軽症者等と対応する際には、使い捨て手袋・マスク・眼の防護具を適切に選択し、着用します。軽症者等もマスクを着用します。
- ・ 軽症者等が一時的に避難所を利用した際には、共用部（トイレを含む）の清掃・消毒に当たって、掃除用手袋、マスク、眼の防護具、長袖ガウン（医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパでの代用も可。以下同じ。）を着用し、通常の清掃に加え、Q 1 4 の方法で消毒を行います。

また、軽症者等が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム、またはアルコール(70%)による清拭を行います。頻度は、例えば2時間ごとなどルールを決めて行うことが望ましいです。

- ・ 軽症者等のゴミ等は、基本的に感染性廃棄物として処理する等、ゴミの種類ごとに処理方法を確認してください。
- ・ この他、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル」（令和2年4月2日付け事務連絡 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）に準拠して対応してください。

Q 1 8 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合、滞在スペースにおける消毒は、どのように行えば良いでしょうか。

A 1 8

基本的には都道府県又は市の保健所が対応することが適当です。事前に都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所と検討します。

(避難所における避難者の健康維持)

Q 1 9 避難者の深部静脈血栓症（DVT）の予防のため、どのような対策を行うのが良いでしょうか。

A 1 9

避難者は、濃厚接触者を含め、定期的な軽い運動を推奨します。時間を決めて、施設管理者と相談の上、敷地内のスペースを歩くことを勧めることや、軽い体操の方法のリーフレット（別紙9）を配布して、無理せず自分のペースで体を動かすことを促すことが望ましいです。

避難所において、正しい科学的知見に基づく食事、運動等の在り方に関する正しい知識や、運動機会を提供するなどの健康維持に資する活動を行うことが考えられます。

(その他)

Q 2 0 避難所で炊き出しや弁当の受け取り、食事を行う際には、どのようなことに注意すべきでしょうか。

A 2 0

炊き出し等を行う場合には、調理者や避難者の衛生管理を徹底するとともに、「3密」を避ける列の並び方や食事のとり方を行っていただくことなどに留意していただくことが必要です。その際、一人分ずつ小分けにして配ることや、食事をするときは、同じ方向を向いて座ったり、互い違いに座って食べるようになります。また、衛生管理上、保健所の指導により信頼のおけるケータリングを行うことも検討してください。

発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者への食事の受け渡しは、直接行わず、各居室前などに置いて渡す方法とします。

Q 2 1 ゴミ処理はどのように行えば良いでしょうか。

A 2 1

都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討します。生ごみや弁当の容器などの処理については、処理を行う人の防御策とそれに必要な備品を用意します。

一般のごみと、感染性の廃棄物について分けるようにし、感染性の廃棄物はゴミ袋を2重にします。使用済みのマスク、ティッシュ、使い捨て手袋、発熱・咳等のある人の弁当の容器などについては、慎重に取り扱い、保管し、基本的に一般廃棄物として処分します。

ゴミ処理を行う際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、長袖ガウンを着用することを検討します。

Q 2 2 シャワーや風呂における留意点は何でしょうか。

A 2 2

毎日換水して掃除します。遊離残留塩素濃度 0.4mg /L 以上の維持を徹底します。

濃厚接触者や発熱・咳等の症状のある人はシャワーや風呂を控えますが、使用する場合、順番として、健康な人、濃厚接触者、発熱・咳等の症状のある人のように、周囲への感染を及ぼす恐れのある人は、最後にしていただきます。

手すりなど手がよく触れる箇所は消毒薬でふき取り、湯船や洗い場は洗剤で清掃し、よく流します。

清掃の際には、掃除用手袋とマスク、眼の保護具、撥水性のあるガウンを着用します。

Q 2 3 汚れたリネン、衣服の洗濯に当たっては、どのように行けば良いですか。

A 2 3

体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、掃除用手袋、マスク、眼の保護具を着用し、ほかの衣料とは別に分けて、洗うようにします。なお、血液や吐物がついたものは、0.1%次亜塩素酸ナトリウム液に浸けて下洗いしてから、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かします。

○十分な換気の実施、スペースの確保等

Q 2 4 換気はどのように行えば良いのでしょうか。

A 2 4

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上、数分間程度、窓を全開する）、2 方向の窓を同時に開けて行うようにします。窓が一つしかない場合は、ドアを開けます。換気扇がある場合は、換気扇と窓の開閉を併用します。換気の時間はルールを決めて行うことが望ましいです。

気候、天候や室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について保健福祉部局や保健所と相談します。

機械換気設備による換気については、以下をご参照ください。

- ・「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（リーフレット）
(令和 2 年 4 月 3 日改訂 厚生労働省)
- ・商業施設等における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気について
(令和 2 年 3 月 30 日 厚生労働省)

なお、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないエアコンは、使用時においても換気が必要です。

3. その他

○財政支援等

Q 2 5 新型コロナウイルス感染症への対応のため、避難所としてホテル・旅館等や民間施設を活用したが、災害救助法が適用されなかった場合にも財政的支援はあるのでしょうか。

A 2 5

災害救助法が適用されない場合は、ホテル・旅館等や民間施設の借上げ費用のほか、これらの施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用について、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することが可能です。

Q 2 6 避難所の感染対策用の物品（マスク、消毒薬、体温計、パーテイション等）について、国からの支援はあるのでしょうか。

A 2 6

災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物品の備蓄に要する費用について、令和 2 年 4 月 1 日以降に実施される事業であれば、「新型コロナウイル

ス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することができます。

Q 2 7 避難所におけるコロナ対策を実施するにあたって、何が災害救助法に基づく救助費の対象経費となりますか。

A 2 7

災害救助法が適用された自治体に対しては、避難所の設置のために支出した消耗器材費、建物の使用謝金、器物の借上費または購入費、光熱水費等について、救助費の対象としています。また、食品の供与や飲料水の供給のための費用についても、救助費の対象としています。

Q 2 8 新型コロナウイルス感染症対策として備蓄した物資・資材と災害対策として備蓄した物資・資材を相互に融通することはできますか。

A 2 8

相互に融通できます。（新型インフルエンザ対策等特別措置法第11条）

Q 2 9 国からのプッシュ型支援とは、どのような手続きでどのようなものが支援されるのでしょうか。

A 2 9

大規模災害発生当初は、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下すること等から、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定されます。このため、国が被災地方公共団体からの具体的な要請を待たないで、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送しており、これをプッシュ型支援と呼んでいます。

プッシュ型支援の対象となる食料や毛布等の基本8品目に加えて、感染症予防に必要な物資（マスク、消毒液等）についても、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」や現地派遣職員からの報告等により、被災地の状況を把握の上、関係府省と連携して、プッシュ型支援を実施します。

なお、迅速かつ円滑な物資支援を実現するため、当該システムへの備蓄情報等の事前登録や、大規模災害発災時のシステム活用にご協力をお願いします。

Q 3 0 その他、避難所におけるコロナ対策を進める上で、資金を集める手立てはありますでしょうか。

A 3 0

様々な資金を集める手立てを検討していただきたいと思いますが、その例として、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する「企業版ふるさと納税」の活用があります。「企業版ふるさと納税」は、地方公共団体において、地域再生計画（避難所において必要となるマスク、消毒液、パーテイション等の物資や資材の購入等を進める内容を含む。）を作成し、内閣府の認定を受けた場合に、最大で寄附額の約9割が軽減されることから、財源として積極的に活用することをご検討下さい。

企業版ふるさと納税ポータルサイト：

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

別紙 1

避難所における衛生環境対策
として必要と考えられるもの

物 資
マスク
アルコール手指消毒液
体温計
非接触型体温計
除菌用アルコールティッシュ
タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム
フェイスシールド
カッパ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー容器
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）
段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション

別紙2

受付時 健康状態チェックリスト(例)

●太枠の中の項目についてご記入ください。

受付日: 令和 年 月 日

避難所名	氏名	年齢

チェック項目		
1	あなたは新型コロナウイルスの感染が確認されている人の濃厚接触者で、現在、健康観察中ですか？	はい・いいえ
2	普段より熱っぽく感じますか？	はい・いいえ
3	呼吸の息苦しさ、胸の痛みはありますか？	はい・いいえ
4	においや味を感じないですか？	はい・いいえ
5	せきやたん、のどの痛みはありますか？	はい・いいえ
6	全身がだるいなどの症状はありますか？	はい・いいえ
7	吐き気がありますか？	はい・いいえ
8	下痢がありますか？	はい・いいえ
9	からだにぶつぶつ(発疹)が出ていますか？	はい・いいえ
10	目が赤く、目やにが多くないですか？	はい・いいえ
11	現在、医療機関に通院をしていますか？(症状:)	はい・いいえ
12	現在、服薬をしていますか？(薬名:)	はい・いいえ
13	そのほか気になる症状はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
14	避難所での行動に際し、介護や介助が必要ですか？	はい・いいえ
15	避難所での行動に際し、配慮を要する障がいがありますか？ ※「はい」の場合、障がいの内容をご記入ください	はい・いいえ
16	乳幼児と一緒にですか？(妊娠中も含む)	はい・いいえ
17	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患はありますか？ ※「はい」の場合、具体的にご記入ください	はい・いいえ
18	てんかんはありますか？	はい・いいえ

(以下は、受付担当者が記入します)

体温	°C	受付者名
滞在スペース・区画		

※滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する

滞在スペースと区画の振り分けについて(例)

- ① 総合受付にて、避難者に「受付時 健康状態チェックリスト」を記入してもらい、避難者の検温を行う。
- ② 受付担当者は、避難者の検温を行い、滞在スペースと区画(パーテーション〇〇番区画など)を決定する。

滞在スペース	状態	目安となる基準
集合スペース 避難者 スペース	一般の避難者	チェックリストでチェックが入らなかつた人
	要配慮者のうち、集合スペースの避難者スペースで の避難に差し支えない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
専用スペース 障がい者 高齢者 スペース	要配慮者のうち、集合スペースでの避難に差し支え ない人	要配慮者に関する項目14～18にチェックがつくが、本人の申し出も参考に判断
	濃厚接触者 ゾーン	健康に関する項目1にチェックした人
専用スペース 発熱者等 ゾーン	健康観察中の濃厚接触者	健康に関する項目1にチェックした人
	発熱、咳等の症状がある人	健康に関する項目2～10にチェックがついた者、発熱がある人
	要配慮者 ゾーン	要配慮者に関する項目14～18のいずれかにチェックがついた人 (高年齢の方)、およびその家族
妊娠 ゾーン	乳幼児と一緒に避難した者または妊娠中の人	要配慮者に関する項目16にチェックがついた人のうち、希望する人

③ 避難者は、決められた滞在スペースに移動する。

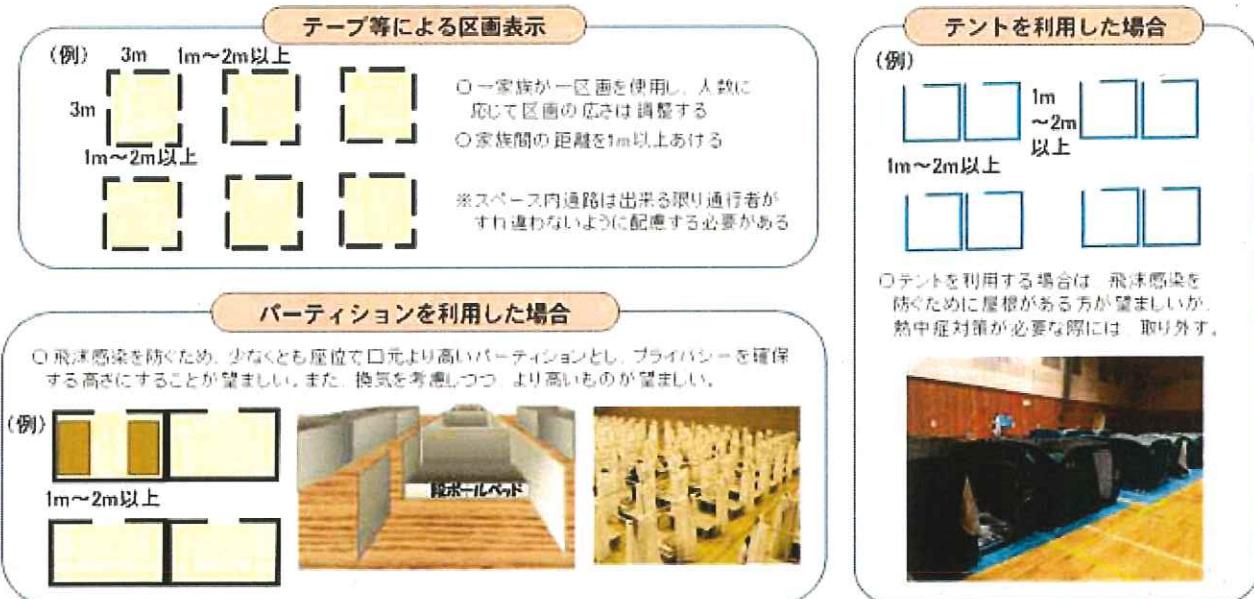
④ 運営体制が整えば、それぞれのスペースにて受付を行う。

避難所滞在スペースのレイアウト（例）

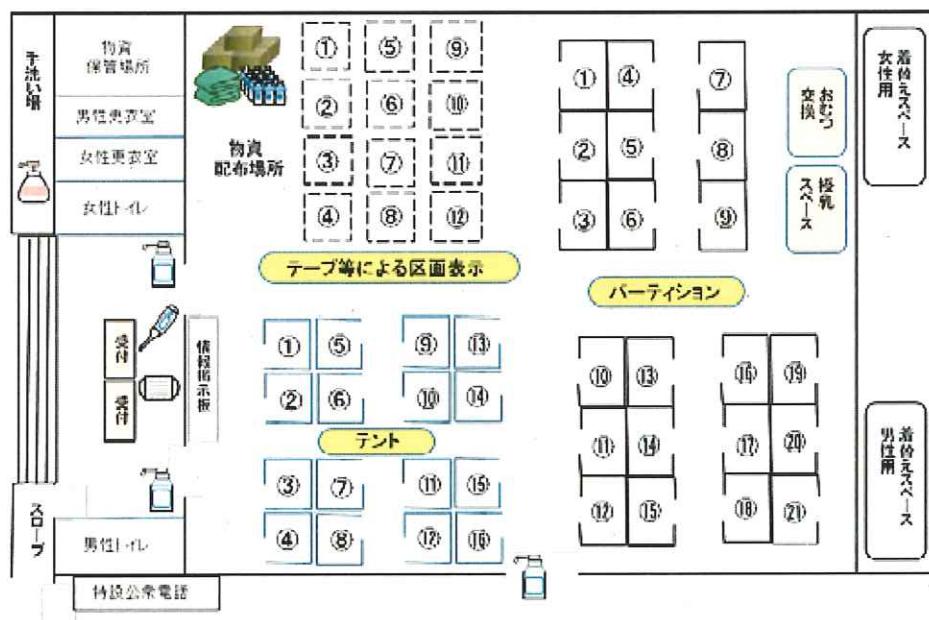
● 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。

感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーテイションやテントを用いることが望ましい。

● 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。



● テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



避難所運営にあたり場面ごとに想定される装備（参考）

以下を参考として、避難所の状況に応じて判断し、対策を行ってください。

	マスク	眼の防護具 ※1	使い捨て手袋 ※3	掃除用手袋 ※3、4	長袖ガウン ※5
避難所受付時の応対	○	△ ※2	○	○	○
清掃、消毒	○	○	○	○	○
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用ゾーンでの応対	○	○	○	○	○
発熱、咳等の症状のある人や濃厚接触者専用ゾーンの清掃、消毒	○	○	○	○	○
軽症者等ゾーンでの応対	○	○	○	○	○
軽症者等ゾーンの清掃、消毒	○	○	○	○	○
ゴミ処理	○	○	○	○	○
リネン、衣服の洗濯	○	○	○	○	○
シャワー・風呂の清掃	○	○	○	○	○ ※8

※1 フェイスシールド又はゴーグル。（目を覆うことができるもので代替可（シュノーケリングマスク等））

※2 フィラップの固々が担当する内窓に応じて使用する。
(例：受付で連絡して同じ人が複数の避難者に応対する。単発的に、短時間（一人15分以内）で接する時は着用不要。)

※3 手袋を外した際には、手洗いを行つ。使い捨てビニール手袋も可。

※4 手首を覆えるもの。使い捨て手袋・使い捨てビニール手袋も可。（複数人での共用は不可）

※5 医療用ではないので、ゴミ袋での手作り、カッパーでの代用も可。

※6 保健・医療運動は、保健師、看護師、医師が行う。

※7 体液等で汚れた衣服、リネンを取り扱う際の装備。

※8 撥水性のあるガウンが望ましい。

避難者健康チェックシート(例)

氏名(ふりがな)	年齢
----------	----

(避難所名:)

	/ (月)	/ (火)	/ (水)	/ (木)	/ (金)	/ (土)	/ (日)
体温測定	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C	朝 °C
	屋 °C	屋 °C	屋 °C	屋 °C	屋 °C	屋 °C	屋 °C
	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C	夜 °C
★ひとつでも該当すれば「はい」に○							
*息が荒くなつた(呼吸数が多くなつた) *急に息苦しくなつた *少し動くと息があがる *胸の痛みがある *横になれない、座らないと息ができない *肩で息をしたり、ザーザーする	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
においや味	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
せき・たん	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
だるさ	全身のだるさがある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
吐き気	吐き氣がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
下痢	下痢がある	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
その他	★その他の症状がある *食欲がない *鼻水・鼻づまり・のどの痛み *頭痛・腰痛や筋肉痛 *一日中気分がすぐれない *からだにぶつぶつ(発疹)が出ている *目が赤く、目やにが多いなど	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)	はい・いいえ (症状)
	チェック欄						

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 四頸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- ▶ アルキルグリコシド
- ▶ アルキルアミノオキシド
- ▶ 塩化ベンザルコニウム
- ▶ 塩化ベンゼトニウム
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル

※ 新型コロナウイルスに、0.05~0.2%に希釈した界面活性剤を20秒~5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/information/osirase020522.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに検査を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

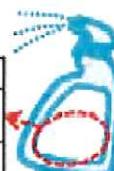
- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストをNITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、含有濃度などによっては、ウェブサイト上のリストと製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成清潔剤
成分	界面活性剤（0.2% アルキルアミノオキシド）、泡消散剤
液性	泡アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年5月28日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。



nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

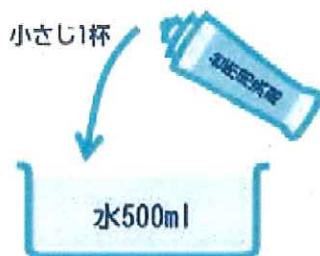
「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

台所用洗剤を使って代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、台所用洗剤を小さじ1杯(5g)入れて軽く混ぜ合わせる。
(「食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。）



(2)対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作つた溶液をしみこませて、液が垂れないようにならべる。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかり拭き取るようにする。



(3)水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。

(4)乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
- スプレー bottles での噴霧は行わないでください。

効果的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
- 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
- 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。

新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行することで、
十分にウイルスを除去できます。
さらにアルコール消毒液を
使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約100万個
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約0.01% (数百個)
	2回 繰り返す	約0.0001% (数個)

(参考次回：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。

(新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です)

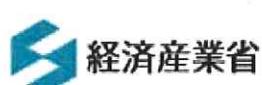


食器や箸などは、80℃の熱水に
10分間さらすと消毒ができます。
火傷に注意してください。



濃度0.05%に薄めた上で、
拭くと消毒ができます。
ハイター、ブリーチなど。
裏面に作り方を表示しています。

※目や肌への影響があり、
取り扱いには十分注意が必要です。
※必ず製品の注意事項をご確認ください。
※金属は腐食することがあります。



参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に専めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品25mL(商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品10mL(商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

①毎日の体ほぐしの運動

～準備運動にも最適です～

新潟大学鶴田塾

身体によって毎日の運動には工夫が必要となりますが、ここでは簡単にできるおすすめ基本の運動をご紹介します。ゆっくりと小さな動きから少しづつ大きくしていきます。筋道や神経と筋の協調性を高めるために「ダイナミック（動的）・ストレッチング」で行うことをお勧めします。黙を止めないで、無理をしない範囲で行ってください。

①両腕振り～肩腕振り

～肘を軽く曲げ、後ろに肘抜するように～

→腕を軽く曲めて、肩をぐっと下げる。脚の屈伸やその裏腹踏みをしながら行ってもよいでしょう。

慣れてきたらあまり
手を高く揚げずに



ランクアップ!

前の掌は上に
後ろは下に

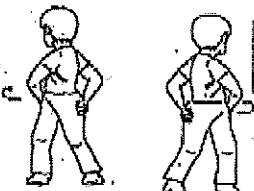
網引きや脚の前後差等も

②体幹の回旋運動

→脊柱管狭窄症の方や椎間板ヘルニアの方は痛みがあれば行わないこと。痛みがない場合は数回ゆっくりと行う程度にしてください。

ランクアップ!

慣れてきたら斜め上か
ら斜め下に向かって



③腰甲骨回し～肘を回すように～

今最初は小さく、だんだん大きく…
(特に背中側に大きく引きます)



④ 体側の運動

→肩が痛い方は、肘を曲げて行ってください

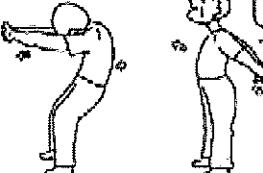
⑤背中まるめ・そらし～胸と腰背部のストレッチ～

ランクアップ!

- ・腕を耳より少し前方
- ・腕を伸ばしたときに上を向く(頭をはきながら)



肩を下げる、
少し頭を高く



⑥股関節回し、前後足あげ

→なるべく椅子や壁などにつかまって行ってください。
(腰が痛い方は膝をあまり伸ばさず、痛みのない範囲で)



⑦股関節内転筋ストレッチ

→背中や腰を丸くしないように。



⑧ハムストリングス(太もも裏)のストレッチ



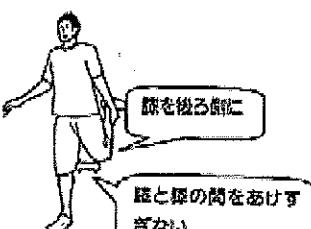
ランクアップ!

- ・慣れてきたら腕振りをつけて(腰があがらないように)
- ・つま先の向きを少し変えて
- ・余裕があれば伸ばした脚側から上(天井)を見る。

⑨ふくらはぎのストレッチ



⑩大腿四頭筋(太もも前)のストレッチ



～背伸びと深呼吸～

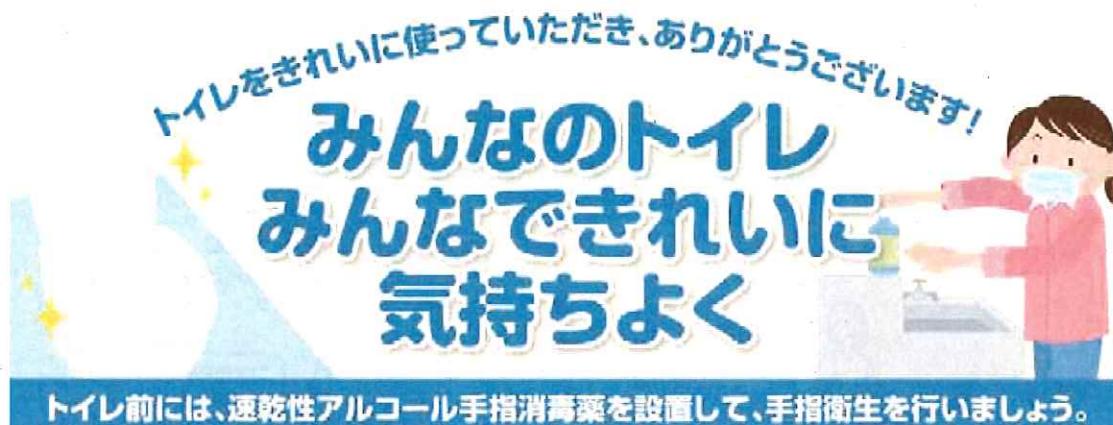


運動は個人の身体状況や気温・時間帯等によってバリエーションを加えたりするなど工夫して行ってください。
例: 喫煙気味の人⇒腕のストレッチのバリエーション
片方の腰があがっている人⇒左右交互ストレッチ
寒い日の朝⇒脚回し、その後足踏み

……など

イラスト作成協力：丹治真理（駒澤大学）、橋本真琴子

財團法人 健康・体力づくり事業財團 資料より



用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{※1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。(ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc))
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{※2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{※3}(トイレハイター、ドメスト、サンボールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{※4}をする



※1 消毒薬の瓶身やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。

※2 清掃時に使う巾や拭は、便器と、その他の清掃部位は分けて使うこと。

※3 滴糸用消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、即溶系消毒薬(サンボール)などがある。

※4 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。



消毒薬を使う際の注意

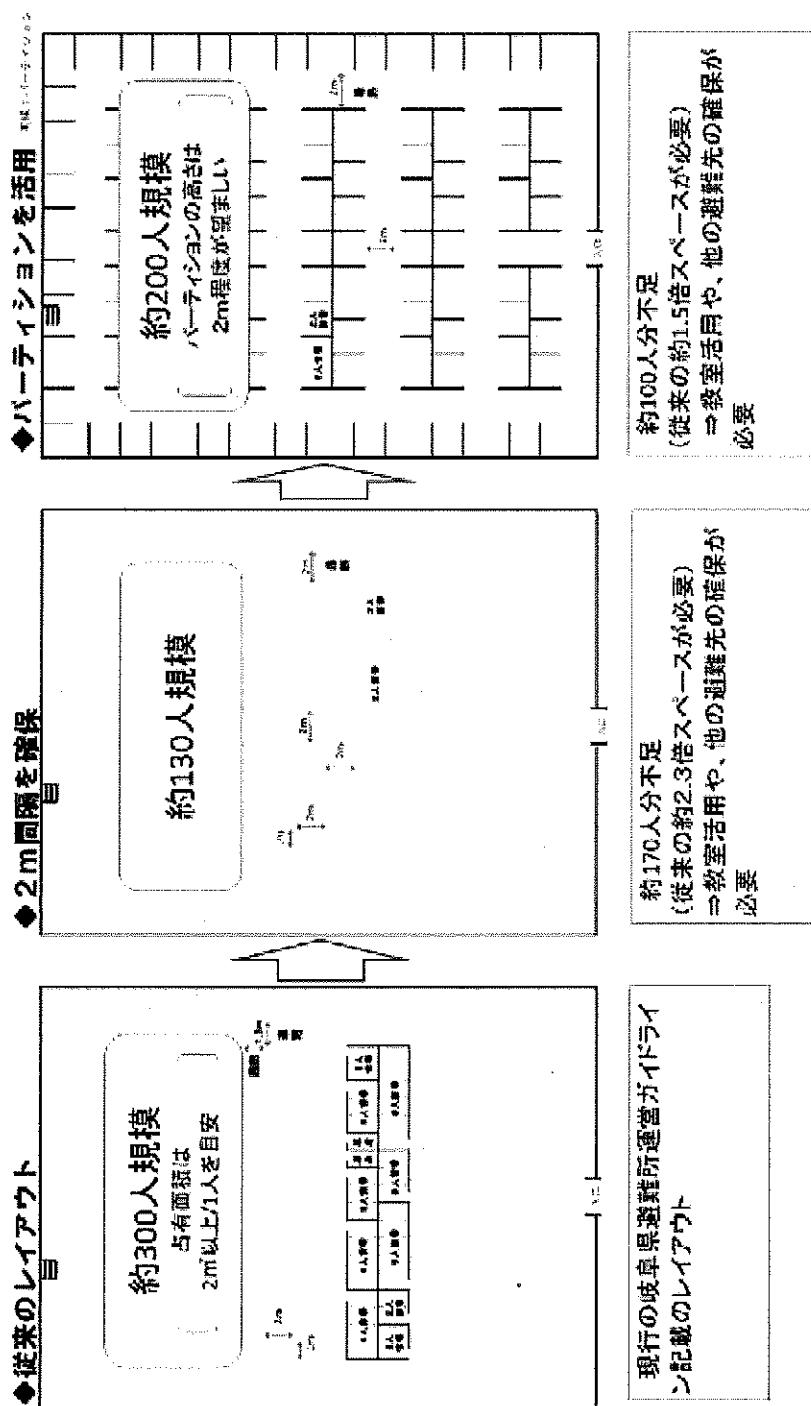
1. 有害ガスが発生するため、薬と燃焼系は決して混ぜて使用しないこと。

2. 消毒薬を希釈するペットボトルは骨董と標記し、譲って飲むことがないように注意する。

宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、
感染症治療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク

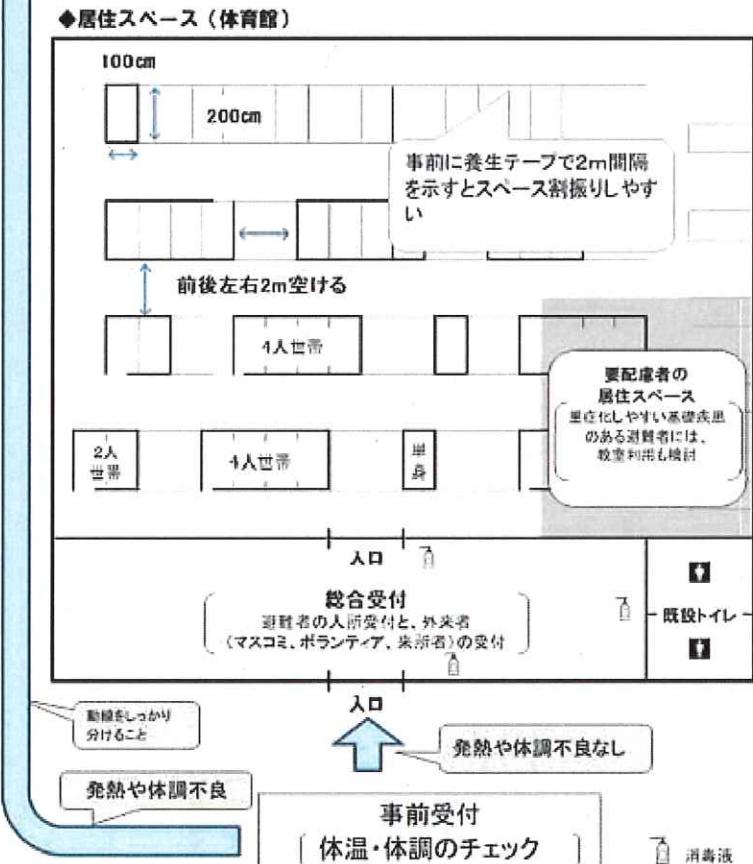
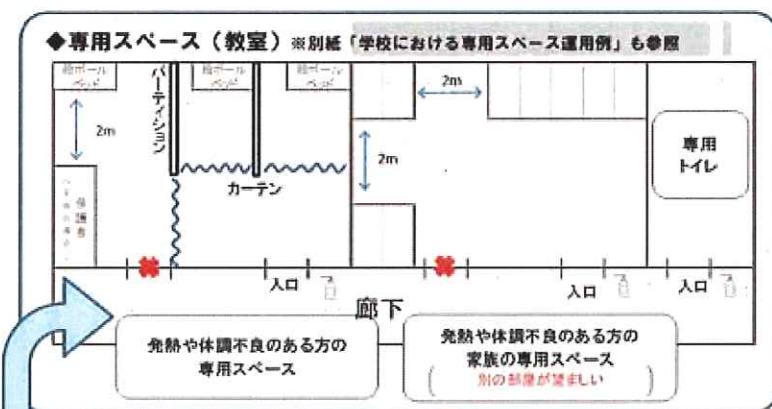
参考資料2

【避難所（体育館）スペースの比較】

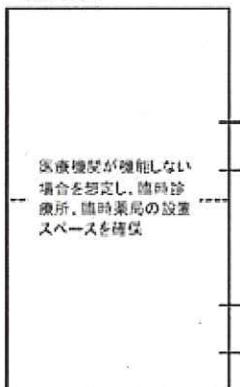


岐阜県避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」(令和2年5月)

【避難所（体育館）のレイアウト（例）】



◆臨時の診療スペース（教室等）



参考資料3

鹿児島県ホームページ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」

避難所における新型コロナウイルス感染症対策

◇ 3密回避のため、親戚や友人宅への避難も考えましょう
◇ 健康状態（体温、嗅覚異常など）を確認しましょう
◇ 換気を実施し、他の人は十分な距離をとりましょう
◇ 手洗い、咳エチケットなどの対策を徹底しましょう
◇ 持参品は、洗剤などを用いて定期的に清掃しましょう

3つの咳エチケット



手洗いの、5つのタイミング



3密



第Ⅱ編 個別分野ごとの留意事項等

I. 避難所関係

1. 避難所における過密状態の防止等

(1) 可能な限り多くの避難所の開設（参照：4.7事務連絡）

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討すること。

(2) ホテル・旅館等の活用（参照：4.28事務連絡、5.27通知③、Q&A）

① 平時の事前準備

i) ホテル・旅館等を避難所として開設する必要性の検討

○市町村において、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討した上で、なお不足が予測される場合は、ホテル・旅館等の活用を検討すること。

○避難が長期にわたると見込まれる場合には、健康な人等を含め、できるだけ早期に、ホテル・旅館、研修所、その他宿泊施設等に移送することが望ましいことから、この観点を含め、ホテル・旅館等の活用を検討すること。

○避難所としてのホテル・旅館等の活用の検討に当たっては、市町村防災担当主管部局は、都道府県防災担当主管部局を通じて、継承者及び無症候性病原体保有者のためのホテル・旅館等の確保を行っている都道府県の衛生主管部局をはじめとする関係部局との調整を行うこと。なお、ホテル・旅館等が、市町村、都道府県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくこと。

ii) ホテル・旅館等の借上げに係る調整

○市町村は、検討の結果、ホテル・旅館等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能なホテル・旅館等のリストも参考にしながら、ホテル・旅館等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われるホテル・旅館等との間で借上げに係る調整を実施すること。当該市町村のみでは対応が困難な場合は、都道府県に調整を要請すること。

○都道府県は、市町村から要請があった場合は、当該市町村及び防災担当主管部局と衛生主管部局をはじめとする関係部局が緊密に連携の上、市町村におけるホテル・旅館等の活用の必要性等を踏まえ、借上げに係る相談を実施すること。

○調整に当たっては、各ホテル・旅館等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体的の借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておくこと。なお、市町村及び都道府県において宿泊団体等と協定を締結していない場合は、協定締結に向け調整することが望ましい。調整に当たっては協定例（※）等を参考にされたい（既に都道府県から市町村に協定例を示している場合においては、当該協定例を参考に検討されたい。）。

iii) ホテル・旅館等の避難所としての開設に向けた準備

- 市町村において、災害発生時においてホテル・旅館等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ決めておくこと。当該市町村のみでは十分な体制を構築できない場合は、都道府県等から応援職員の派遣を検討すること。
- 市町村は、ホテル・旅館等の活用が必要となる可能性がある場合は、ホテル・旅館等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成しておくこと。検討結果について都道府県とも共有しておくこと。
- 市町村において、ホテル・旅館等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどのホテル・旅館等に避難すべきか事前に検討しておくこと。

②災害発生時の対応

i) 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知

- 大型の台風の接近が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所としてホテル・旅館等を活用することが予想される場合は、市町村は、事前にホテル・旅館等の施設管理者等に空室状況等を確認すること。

- 上記確認結果を踏まえ、当該ホテル・旅館等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該ホテル・旅館等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、避難が必要となった時は、直接当該ホテル・旅館等に避難すべき旨を事前に周知する。

ii) 速やかな避難所の開設

- ホテル・旅館等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、市町村は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認の上、ホテル・旅館等を避難所として速やかに開設すること。
- 運営管理を適切に行うため、避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者を配置すること。なお、ホテル・旅館等の施設管理者等の十分な理解を得た上で、これらの者を管理責任者に充てることとしても差し支えない。

iii) 避難者の受け入れ

- 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設したホテル・旅館等の管理責任者が確認を行うこと。
- 事前にホテル・旅館等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかつた場合は、市町村の職員等が、速やかにホテル・旅館等の被災状況や空室状況を確認の上、指定避難所又は指定緊

急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方に基づき、ホテル・旅館等へ避難させるべき者を判断すること。この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取り扱って差し支えない。

- 自宅療養者は、原則として避難所として開設したホテル・旅館等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むこと。
- 避難者の健康状態の確認について、衛生主管部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。

iv) 運営管理

- 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、ホテル・旅館等と避難所又は自宅の移動手段の確保等生活環境の確保に努めること。
- 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供すること。
- ホテル・旅館等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保すること。また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、都道府県の衛生主管部局をはじめとする関係部局と十分に連携の上で、事前に検討し、これに沿って対応を行うこと。
- 避難所運営にかかる職員の健康状態の把握等を行うこと。

④都道府県による市町村の支援

市町村によっては当該市町村内だけでは災害時に避難所として開設可能なホテル・旅館等が不足することも考えられることから、都道府県において、各市町村における避難所のニーズを把握するとともに、必要な場合には、宿泊団体等と連携してホテル・旅館等への依頼、確認を主導するなど、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援すること。

⑤各都道府県の宿泊団体に対する協力依頼

各都道府県の宿泊団体等に対して、厚生労働省及び観光庁から受け入れ可能なホテル・旅館等のリストを予め作成し、自治体から借り上げの相談があった場合には、提供するなどの協力をしていただくようお願いしており、リストは内閣府から提供する。

(3) 国の研修所、宿泊施設等の貸出（参照：5.21 通知②）

○内閣府から各省庁に対し、以下の協力依頼を実施。

- ・国の施設の貸出について検討するとともに、独立行政法人等に対して施設の貸出の協力を依頼して、貸出可能な施設のリストを作成し、内閣府に提供いただくこと。
- ・所管の民間団体等に対し、所有する施設の貸出へのご協力を依頼していただき、貸出が可能な施設がある場合には、民間団体等から、立地する都道府県及び市町村の防災担当主管部局に対し、その旨お伝えいただくこと。

○各省庁から提供いただいた貸出可能な施設のリストは、内閣府より立地する都道府県の防災担当主管部局を通じて市町村の防災担当主管部局に対して情報提供すること。

○都道府県においては、管内市町村の防災担当主管部局に対して、これらの旨と併せて、内閣府からリストの提供があった場合や、民間団体等から貸出の申し出があった際にには、連携・調整を図ったうえで取組を進めていただきたい旨、周知するとともに、必要な場合には、各市町村における避難所の確保が円滑に進むよう、支援すること。

（別添2）災害時における施設等の利用に関する協定（国の施設等用、民間施設用） ··· P59

(4) 親戚や知人の家等への避難（参照：4.7 事務連絡）

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知すること。

(5) 自宅療養者等の避難の検討（参照：4.7 事務連絡、4.2 事務連絡、Q & A）

○自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。

○自宅療養者の被災に備えて、都道府県及び市町村の防災担当部局と保健福祉部局、保健所が連携して、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要である。家族と離れて避難する可能性もある。

新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）の避難所レイアウト（例）等を参考に、適切な対応を検討すること。

自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、都道府県の災害対策本部及び保健所等の調整・指揮の下、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討すること。

また、発災時の自宅療養者の安否確認方法を事前に検討し、自宅療養者本人に伝えておくことが望ましい。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとるといった工夫が考えられる。

また、災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、関係部局が連携して情報を収集する体制を検討しておくことも重要である。

なお、避難とは「難」を「避」することであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はないことに留意すること。また、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、上記自宅療養者の対応は不要であることに留意すること。

○自宅療養者や濃厚接触者への対応に当たっては、関係部局が、都道府県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域力創造グループ地域情報政策室）の内容に留意の上、情報共有が可能であるため、適切に共有すること。

自宅療養者や濃厚接触者の情報があれば、例えば、ハザードマップ等と照合することにより、該当者が危険エリアに居住しているか否か、仮にそうであれば、自宅療養者の場合は万一の場合の移送手段を確保できているか否か、濃厚接触者であれば最寄りの避難所で専用の避難スペースを確保できているか否か、などの事前の検討・準備が可能となる。あらかじめ災害時の対応、避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要である。

(参考) 「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室、総務省地域力創造グループ地域情報政策室）（抜粋）

地域の感染者等の状況の変化を十分に注視しつつ、都道府県から市町村への情報の提供のあり方について、改めて都道府県と市町村とで十分に協議の上、市町村における事務の実施に必要な範囲内で適切に情報提供を行うこと。

なお、都道府県が保有する個人情報の市町村への提供については、以下に留意すること。

- ・都道府県が保有する個人情報の取扱いに関しては、各都道府県の個人情報保護条例において規定されているところであるが、新型コロナウイルス感染症における個人情報の提供に係る判断に際しては、一般に、市町村が個人情報を利用する事務の範囲を特定して、プライバシーの保護と公衆衛生上の必要性を衡量して判断する必要がある。
 - ・都道府県が市町村に個人情報を提供する場合、利用事務の範囲、市町村における情報の取扱いの方法等について都道府県と市町村とで十分な協議が行われるべきである。
- また、当該情報を取得する市町村においては、個人が特定され、誹謗中傷の対象とならないよう、慎重な取扱いが求められる。

○自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討すること。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車していただくことが考えられる。窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用すること。乗車後は、消毒を行うこと。

(6) 避難所開設・運営訓練の実施（参照：6.8 ガイドライン）

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等について確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施することが望ましい。

2. 避難所内の対策

(1) 避難者の健康状態の確認（参照：4.7 事務連絡）

避難者の健康状態の確認について、保健福祉部局と適切な対応を事前に検討の上、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、避難所への到着時に行うことが望ましい。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認すること。

(2) 基本的な感染対策の徹底（参照：4.7 事務連絡）

物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えること。

(3) 十分な換気の実施、スペースの確保等（参照：4.7 事務連絡、6.10 通知）

○避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保できるよう留意すること。

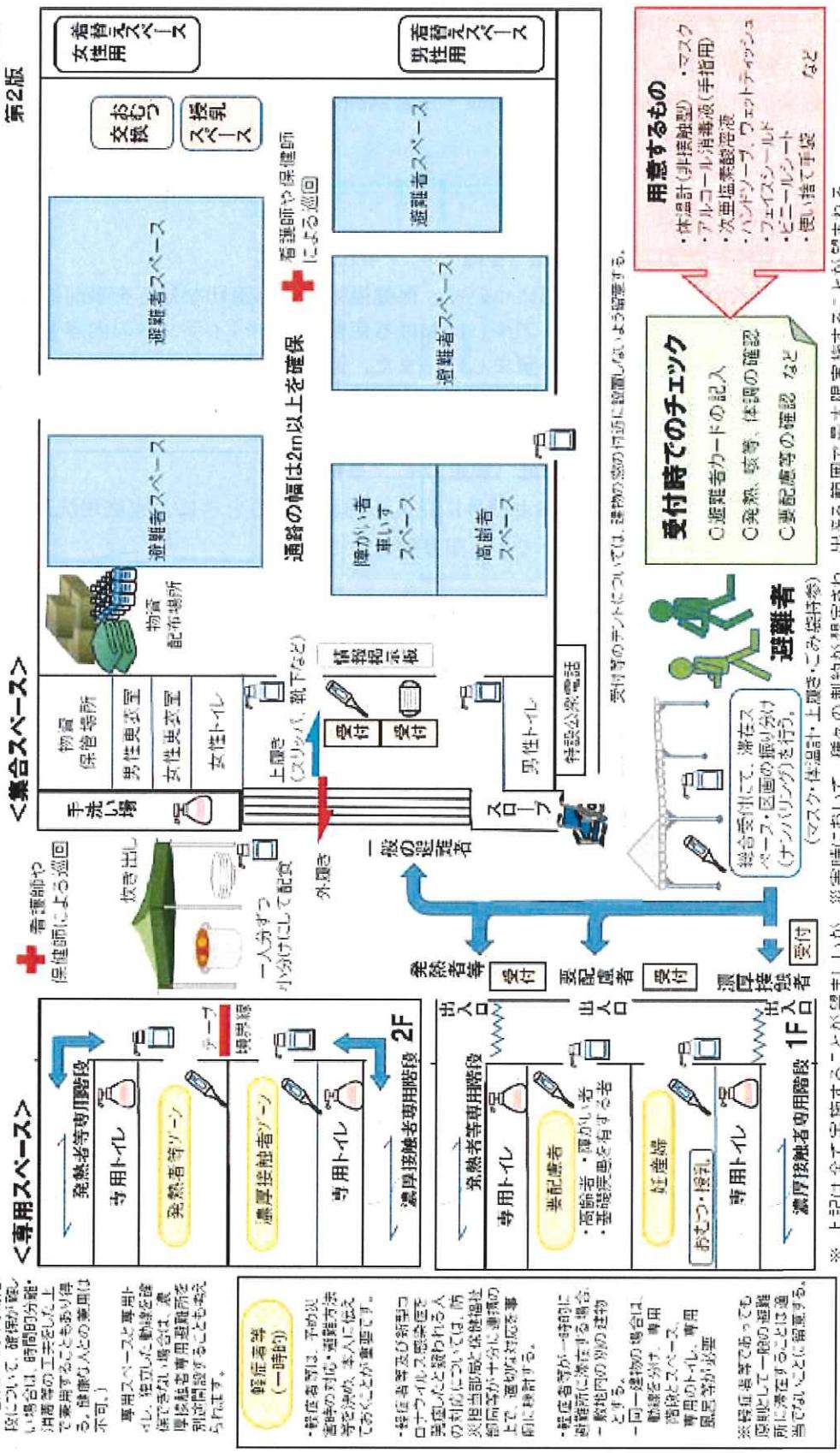
○避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、次に示すレイアウト（例）を参考とすること。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

専用階段、専用トイレの確保をす。〔専用階段について〕
段について、説明が既定の場合には、時間的分離。
消毒等の工夫をした上で
利用するなどの運用は
不可。〕
専用スペースと専用トイレ、専用トイレと動線を確
保する。場合は、濃
厚接觸者専用避難所を
別途開設することも考
えられます。

専用スペースは、以下の見
点での対応・避難方法
等を決めて、手入に伝えて
おくことが重要です。
・専用廊下及び新型コ
ロナウイルス感染区で
手洗いなど繰り返される人
の対応については、防
災担当部署など保健福祉
部局等が十分に連携の
上で、適切な対応を事
前に検討する。

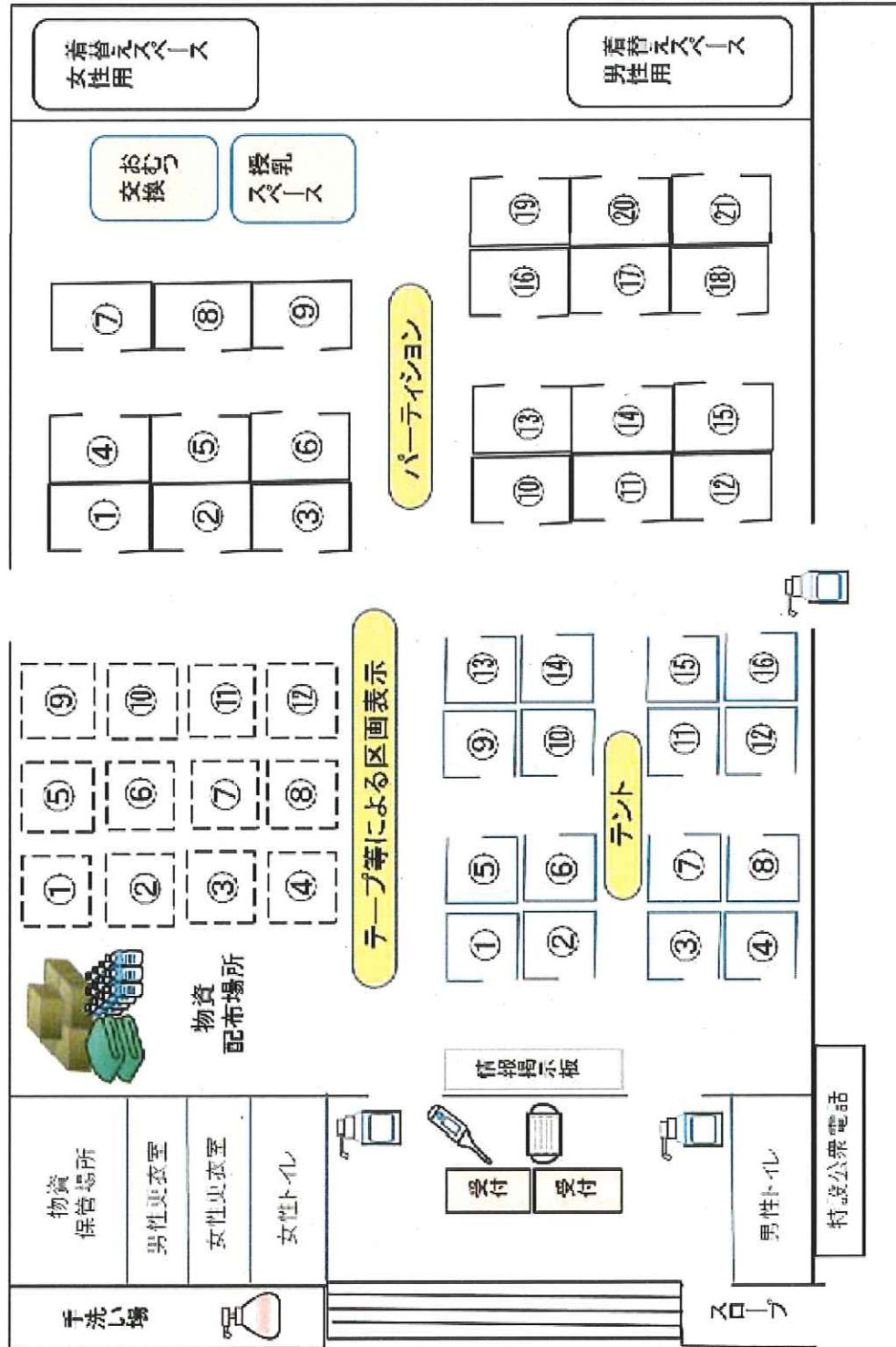
R2. 6. 10
第2版



健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

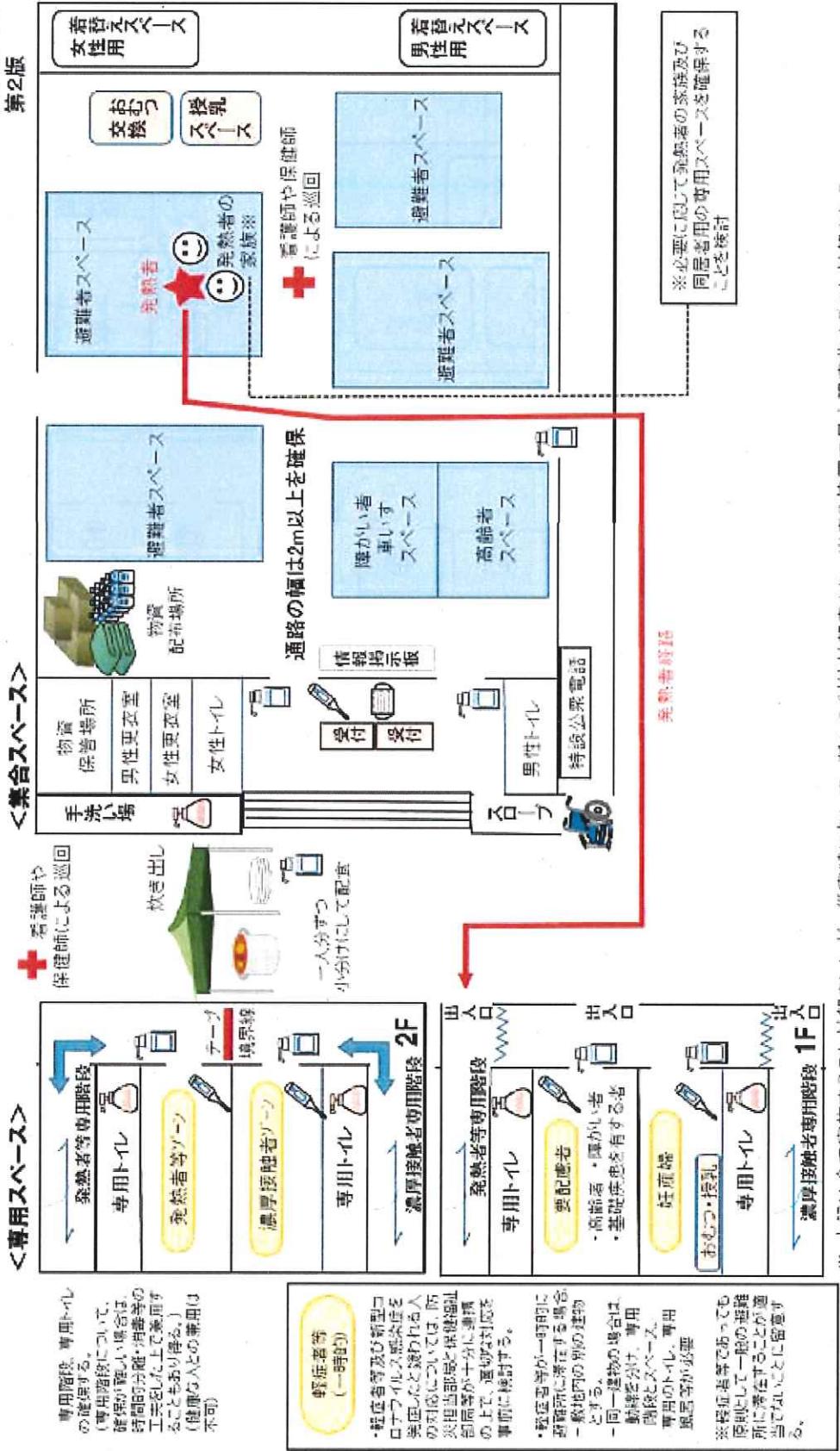
R2.6.10
第2版

- テープ等による区画表示やパーテイション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）＜避難受付以降＞

R2.6.10
第2版

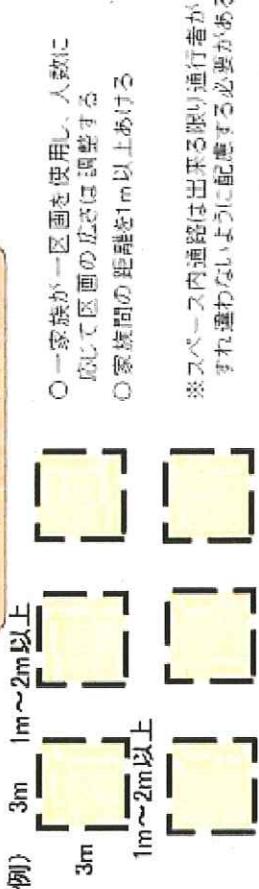


健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

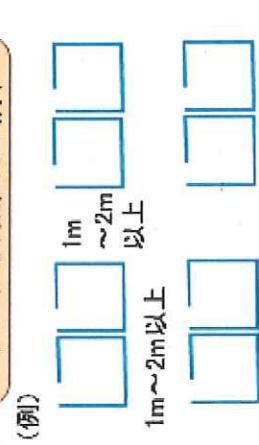
R2.6.10
第2版

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のようないわゆる「バーテイション」やテントを利用することが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

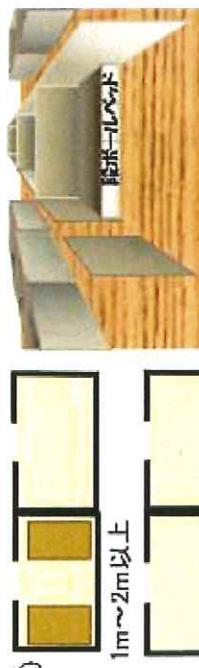


テントを利用した場合



パーテーションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位置で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮つつ、より高いものが望ましい。



※人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていた方が望ましい。

※避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人ととの距離が1mとなる区画に入る人はマスクを着用する。
※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(4) 発熱・咳等の症状がある人のための専用スペースの確保

(参照：4.7 事務連絡、6.10 通知)

- 発熱・咳等の症状がある人は、専用のスペースを確保すること。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保することが望ましい。
- 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、パーテイションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。
- 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 避難所のスペースの利用方法等について、事前に関係部局や施設管理者等と調整を図ること。
- 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは次に示すレイアウト（例）を参考とすること。

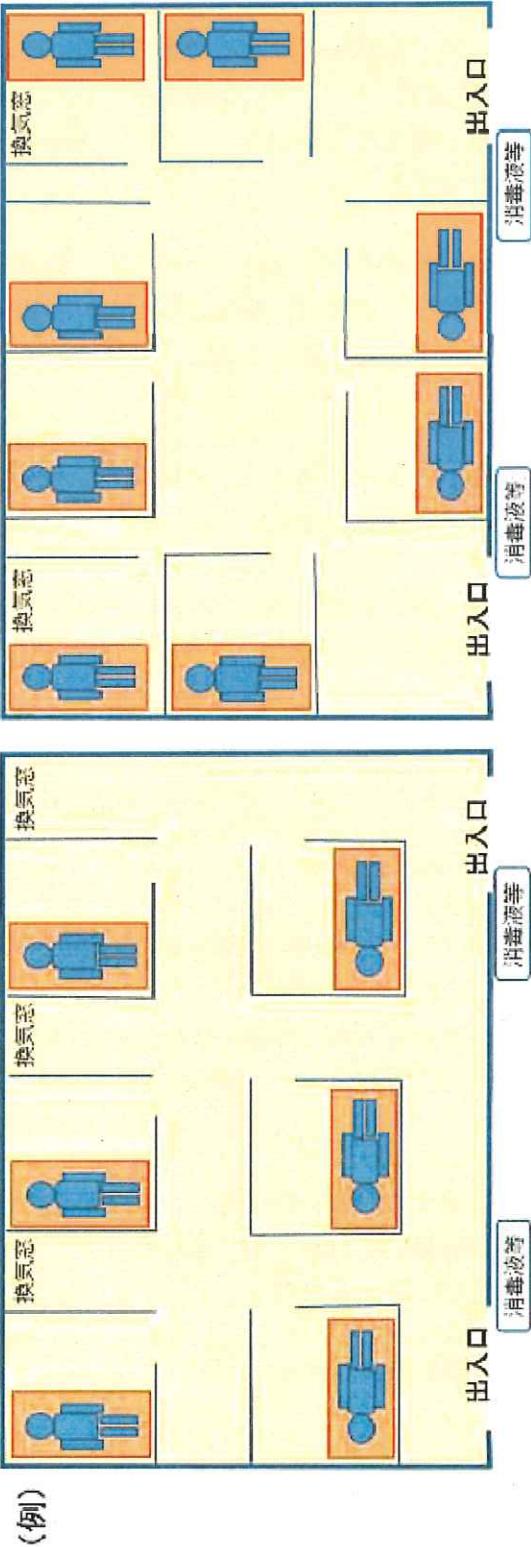
(5) 濃厚接触者のための専用スペースの確保（参照：Q & A、6.10 通知）

- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。
- 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。
- 避難所における濃厚接触者への対応については、都道府県及び市町村の防災部局担当部局、保健福祉部局、保健所が十分に連携した上で、適切な対応を事前に検討する。
- 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは次に示すレイアウト（例）を参考とすること。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2.6.10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各種施設・活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の運営のほど、必要に応じて特定の避難者の車両の避難所を設定することも考えられる。
(例:高齢者・基礎疾患有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。
※上記は全て実施することが望ましいが、災害時ににおいて、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

(6) 自宅療養者が一般的避難所に避難した場合の留意点（参照：Q & A、4. 7事務連絡）

- 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般的避難所へ避難した際、都道府県の災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整することが必要である。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、一般的避難者とは別の建物とすることが望ましい。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレが必要である。風呂・シャワーを使用する場合は、専用とすることが望ましいが、困難な場合は、時間的分離・消毒等の工夫をすることが必要である。
- 避難所における自宅療養者への対応については、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局、保健所等が十分に連携した上で、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討すること。人権に配慮した啓発ポスターを掲示することが考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。

(7) 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

（参照：4. 7事務連絡、Q & A）

- 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討すること。
※「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月（平成28年4月改定）内閣府（防災担当））において、「感染症を発症した避難者の専用のスペースないし個室を確保することが適切であること」と記載しており、また、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月 内閣府（防災担当））において、「感染症患者が出た時の部屋を確保する」と記載しているが、新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意すること。
- 避難所から病院への移送を含め、都道府県及び市町村の保健福祉部局、保健所、防災担当部局、医療機関が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行うこと。

3. 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用（参照：5.27通知①）

- 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーテイション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用が可能であること。
- 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

○災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用については、令和2年4月1日以降に実施される事業であれば、交付金の活用が可能であること。

避難所としてのホテル・旅館、研修所 その他の施設等活用支援事業	避難所における感染防止対策用 物資・資材の備蓄支援事業
<p>災害時、従来の避難所だけでは密集を避けられないため、ホテル・旅館等や研修所等を利用して避難生活（宿泊、食事等の費用）ができるように必要な経費に充当。</p>  <p>【目的】宿泊施設等を活用し、安心できる居場所を提供したい 【主な関連】内閣府(防災担当)避難生活担当</p>	<p>災害時の避難所における感染リスク低減を図るため、パーティション、段ボールベッド、マスク、体温計（非接触）、アルコール消毒液等の感染防止のために備蓄する物資・資材の購入等に必要な経費に充当。</p>  <p>【目的】公共空間での感染機会を削減したい 【主な関連】総務省消防庁国民保護・防災部防災課</p>
<p>▶ 緊急時 対応実績</p> <p>▶ 避難・出張 実績</p> <p>□個人 □事業・団体 □施設・地域 公共施設、社会生活に必要な施設</p>	<p>▶ 緊急時 対応実績</p> <p>▶ 避難・出張 実績</p> <p>□個人 □事業・団体 □施設・地域 公共施設、社会生活に必要な物資</p>

(2) 災害救助法の適用（参照：5.27通知③）

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される場合においては、同法第4条第1項に規定する救助として実施するホテル・旅館等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用については、同法による国庫負担の対象となること。

4. 必要な物資の備蓄（5.27通知①、5.27通知⑤）

○必要な物資や資材の備蓄が完了していない地方公共団体においては、交付金の活用も検討の上、備蓄を進めること。

○都道府県は、令和2年4月より運用を開始した内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」について、風水害への備えも重要な時期となっており、災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するために必要となるので、貴都道府県関係部局及び貴都道府県管内の市区町村防災部局へ周知し、早急に情報（※）の入力を行うようにすること。

※情報（物資拠点、備蓄倉庫及び指定避難所の位置情報等の拠点情報並びに備蓄物資の在庫情報）

5. 適切な避難行動の周知

災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知すること。

(別添3) 新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について・・・P63

II. 災害対策本部関係 (参照：4.27通知、6.2通知)

○都道府県における災害対策本部の運営等に際しても、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)を避けることをより一層推進すること。

(工夫の例)

- 1 災害対策本部設置場所の工夫
- 2 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- 3 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- 4 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- 5 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- 6 電話やTV会議システム等の活用

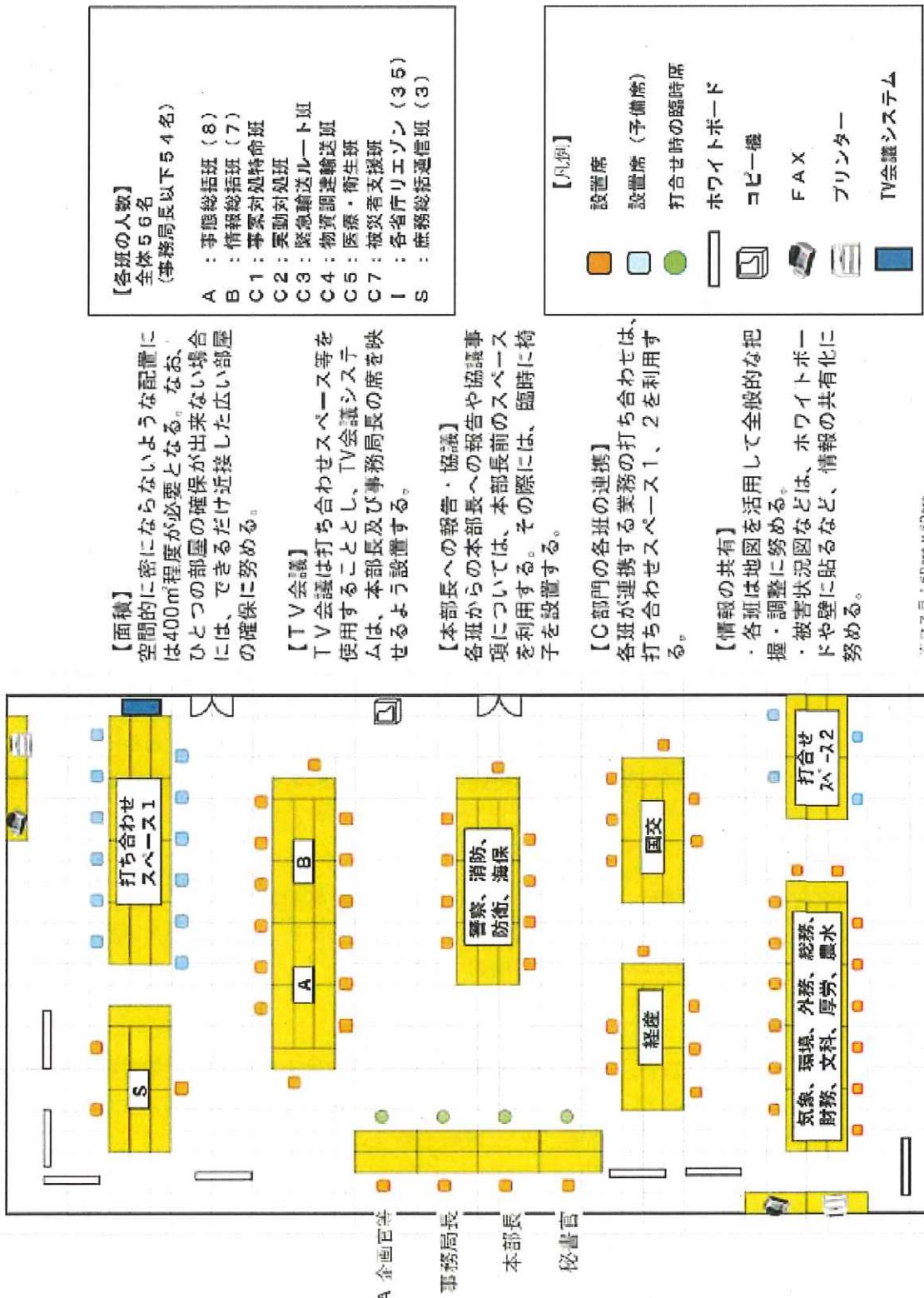
○災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行うこと。

○大規模な災害の発生時においては、被災現地に対し、内閣府調査チームなど国等からの職員等の派遣や地方公共団体の応援職員の派遣を行い、国等と被災地方公共団体が連携し、円滑かつ速やかな情報収集や各種調整等を実施していることから、出水期を迎えるにあたり、改めて、国等からの職員等の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースの確保（レイアウト等の確認を含む）について、関係者で確認すること。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下において、密にならないよう適切な空間の確保が必要となるため、以下を参考に、庁舎内における現地対策本部の予定箇所について確認・検討すること。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における現地対策本部の配置計画図

【新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における現地対策本部の配置計画図】



III. 被害認定調査、罹災証明書関係 (参照：5.27 通知⑥)

(1) 被害認定調査等に係る市町村向け説明会の実施について

- 対面による説明会開催の場合は、感染リスクが高まることから、テレビ会議システム等を活用し各市町村に映像配信を行うなど、感染拡大防止のための取組を事前に検討すること。
- テレビ会議システム等が活用できない場合には、映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討すること。
- テレビ会議システム等の活用や他の代替措置をとることが困難な場合には、別添の感染防止対策等を講じた上で説明会を実施すること。

(2) 被害認定調査等に係る市町村向け説明会の実施について

第2次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立ち合いが必要となることから、市町村は別添の感染防止対策等を講じた上で、調査を実施すること。

(3) 罹災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、別添の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施すること。

<申請>

- ・市町村は、申請に際し、市町村独自で構築している電子申請システムやマイナポータルのぴったりサービスなどによる電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討すること。

<交付>

- ・市町村は、交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討すること。
- ・窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、出来るだけ接触のない手続方法を検討すること。

(4) 被災者への広報

市町村は、被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や罹災証明書の申請・交付方法などについて、別添の対応方針等を踏まえつつ、適切な広報を行う必要があるので、あらかじめ、広報の方法等について検討すること。

(5) 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、上記1～3で示す各フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努めること。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項3について」（令和2年5月22日付け 総行派第20号 総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長通知）が発出されており、受援側地方公共団体（被災市区町村及び被災都道府県）、応援側地方公共団体（総括支援チーム派遣団体並びに対口支援団体及びこれと一体的支援を行う市区町村）ごとの留意事項が通知されているので、こちらも踏まえて、検討すること。

(6) 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が罹災証明書交付業務を行うこととなり、上記1～3で示す各フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進めること。

(7) その他

○運用指針や手引き等については、令和2年3月に、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合10%以上20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定を実施しているので、留意すること。

○罹災証明書の様式については、自治体等からの様式統一に対する要望を踏まえ、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号（内閣府政策統括官（防災担当））において、統一様式を提示するとともに、罹災証明書の交付枚数や代理申請については、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当））において、統一的に運用することが適切である旨を通知しているので、これらの通知等も参考としつつ、罹災証明書の適切な交付に努めること。

（別添4）新型コロナウイルス流行に伴う発災時における被害認定業務の留意事項について・・・P65

IV. ボランティア関係 （参照：6.1通知、6.8事務連絡）

- ボランティア活動の調整や支援等を行うNPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）から示された『新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン』や、社会福祉法人全国社会福祉協議会から示された『新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～』の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組むこと。
- ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要となる費用等、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であること。

(參考資料編)

災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定

○○市・町・村(以下「甲」という。)と○○○県旅館ホテル生活衛生同業組合○○支部(又は個別の○○ホテル・旅館)(以下「乙」という。)は、地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時における宿泊施設、入浴及び食事の提供等(以下「宿泊施設の提供等」という。)に関する協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害等発生時において、特段の配慮が必要な方の避難所の確保及び速やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
- (3) 要請内容
- (4) 履行の場所
- (5) 履行の期日又は期間
- (6) その他必要な事項

(要請する業務の範囲)

第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に掲げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

- (1) 乙の組合員(又は乙)が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

2 宿泊施設等への入所者に対する健康状態のモニタリング、体調管理、発熱や咳の症状が出た方への対応等は、甲が当該宿泊施設等へ職員等を派遣し実施するものとする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(実施)

第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。

2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書(様式2)により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 履行の場所
- (2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による避難準備・高齢者等避難開始の指示を契機として、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

第6条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。

2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、受入手順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する経費は、次のとおりとする。

- (1) 1泊3食の場合
1人あたり〇〇〇円(消費税・入湯税別)
- (2) 1泊〇食の場合
1人あたり〇〇〇円(消費税・入湯税別)

(受入実績の報告と経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。

- (1) 氏名、性別及び年齢
- (2) 住所
- (3) 宿泊期間及び泊数
- (4) 金額
- (5) 対象者の要件(上記第5条)
- (6) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を收受した日から〇日以内に支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

第10条 甲及び乙は、災害等発生時における円滑な協力体制が図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期間満了の日から 1 か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を 2 部作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 部を保有する。

令和 年 月 日

甲：住所

○○市・町・村
○○市・町・村長 ○○ ○○ 印

乙：住所

○○県旅館ホテル生活衛生同業組合○○支部
支部長 ○○ ○○ 印

国の施設等用（案）

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しながら対応することとする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるとときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
○○研修所
代表者 所長

民間施設用（案）

災害時における施設等の利用に関する協定

●●市（以下「甲」という。）と〇〇研修所（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、●●市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。

（範囲）

第2条 乙が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 体育館
- (2) 研修施設
- (3) △△

（利用の協力要請）

第3条 甲は、●●市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、●●市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請することができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるとときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合のこの協定に基づく施設等の借上げ費用の額及びその支払方法等は、甲乙協議の上別途定めるものとし、借上げ費用は、甲が負担するものとする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

（返還）

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任は負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ記名捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 住所
●●市
代表者 ●●市長

乙 住所
○○研修所
代表者 所長

「自らの命は自らが守る」意識を持ち、適切な避難行動をとりましょう

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、
災害時には、危険な場所にいる人は避難することが原則です。

知っておくべき5つのポイント

- 避難とは[難]を[避]けること。
安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はありません。
- 避難先は、小中学校・公民館だけではありません。**安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみましょう。**
- マスク・消毒液・体温計が不足しています。
できるだけ自ら携行して下さい。
- 市町村が指定する避難場所、避難所が
変更・増設されている可能性があります。
災害時には市町村ホームページ等で確認して下さい。
- 豪雨時の屋外の移動は**車も含め危険です。**
やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認して下さい。



今のうちに、 自宅が安全かどうかを 確認しましょう！



[ハザードマップ](#)

[検索](#)

避難行動判定フロー

スタート

あなたがとるべき避難行動は？

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

*ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を色別で示した地図です。着色されていないところでも注意が必要な場所があります。

家がある場所に色が塗られていますか？

色が塗られているなくても、周りと比べて高い山地や丘のそばなどにお住まいの方は、市区町村からの避難情報を参考に必要な時に避難してください。

危険の危険があるので、原則として、
自宅の外に避難が必要です。

※浸水の危険がある場合、
 ①洪水により全壊が発生又は発生してしまうおそれの高い区域の外側である
 ②浸水する領域よりも高いところにいる
 ③浸水して石水がまくまで避難できる。
 水・良種などの備えが十分にある場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

※土砂災害の危険がある場合、十分堅牢なアシジョン等の上層階にはんでいる場合は自宅に留まり安全確保することも可能です。

ご自宅または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

安全な場所に住んでいて身を寄せられる
親戚や知人はいますか？

警戒レベル3が出たら、
安全な場所や知人へ避難しま
す（日頃から相談しておきましょう）

安全な場所に住んでいて身を寄せられる
親戚や知人はいますか？

警戒レベル3が出た
ら、市区町村が規定
している指定緊急避
難場所に避難しま
しょう

警戒レベル4が出た
ら、安全な場所や知
人へ避難します（日
頃から相談しておき
ましょう）

警戒レベル4が出た
ら、市区町村が規定
している指定緊急避
難場所に避難しま
しょう

別添4

別添

新型コロナウィルス流行に伴う発災時ににおける被認定業務の留意事項について

フェーズ	対応方針	感染防止対策
被認定調査等 に係る市町村向 け説明会	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村職員を集めて実施する場合は、感染リスクが高まることから、テレビ会議システム等を活用するなど、感染拡大防止のための取組を検討してください。 ・テレビ会議システム等が活用できない場合は、既存の映像資料（内閣府作成）を活用した研修など他の代替措置をとることを検討してください。 ・いずれの方法においても実施が困難な場合は、所要の感染防止対策を講じた上で、説明金を実施してください。（対策例は右記参照） 	<p>＜会場内の感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者は、最小限の人数とする ・マスク着用、手洗い、咳工チケット ・換気内の換気 ・複数人が触る箇所の消毒（扉や共用部等） ・座席配置等の距離の確保（Social distancing） ・受付等を行った場合には、並ぶ位置を指定するなど人ととの距離を確保すること ・対面時には必要に応じてパーテーション等を設置 <p>＜調査員の感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小限の人数（2～3人） ・マスク着用、手洗い、咳工チケット ・機器のこまめな消毒 ・体調が悪ければ交代 ・住家の換気 <p>＜被災者の感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立ち合いは、最小限の人数 ・マスク着用、手洗い、咳工チケット ・住家の換気 <p>＜被災者の感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口への来訪は、最小限の人数とする ・マスク着用、手洗い、咳工チケット ・窓口職員の感染防止対策 <p>＜窓口への申込・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、出来るだけ接觸のない手続方法を検討してください。＜申請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請、郵送申請 ・窓口対応の場合は、申請を分散化（事前の整理券配布、地域別の申譲等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照） ・交付 ・郵送 ・窓口対応の場合、交付を分散化（事前の整理券配布、地域別の配布等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照）
被認定調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査員の感染防止対策を実施してください。（対策例は右記参照） ・第2次調査及び再調査では、住家内に立ち入り詳細調査を行うため、被災者の立ち合いか必要となることから、事前に被災者の感染防止対策を周知してください。（対策例は右記参照） 	<p>＜会場内の感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立合いは、最小限の人数 ・マスク着用、手洗い、咳工チケット ・住家の換気 <p>＜被災者の感染防止対策＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口への来訪は、最小限の人数とする ・マスク着用、手洗い、咳工チケット ・窓口職員の感染防止対策 <p>＜窓口への申込・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、出来るだけ接觸のない手続方法を検討してください。＜申請＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請、郵送申請 ・窓口対応の場合は、申請を分散化（事前の整理券配布、地域別の申譲等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照） ・交付 ・郵送 ・窓口対応の場合、交付を分散化（事前の整理券配布、地域別の配布等）、被災者、職員等の感染防止対策（対策例は右記参照）
被認定書の 申請・交付		<p>※広報の注意点</p> <p>上記の対応方針を踏まえ、必要な広報を実施</p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査：立金が必要な場合は最小限の人数とする、被災者の感染防止対策など ・申請・交付：どのような方法で行うのか。また、窓口対応の場合には、最小限の人數とし、被災者の感染防止対策など

